

第3回 農業委員会議事録

1. 開催の日時 平成30年3月26日(月)午後1時30分
2. 開催の場所 当麻町農業合同事務所 2階 第1会議室
3. 出席する資格を有する委員の総数 13名
4. 出席委員(12名)

1番 住田 哲也	8番 太田 正人
2番 朴谷 和夫	9番 舟山 仁志
3番 豊田 孝行	10番 富永 学
4番 溝渕 康裕	11番 窪 郁夫
6番 木下 和夫	12番 坂口 啓郎
7番 佐々木 康二	13番 氏家 知身
5. 欠席委員(1名) 5番 杉山 央
6. 議事日程

報告第3号	農地法第18条第6項について
議案第9号	農地法第3条の規定に基づく許可申請について
議案第10号	農業経営基盤強化促進法に基づく計画について
議案第11号	あっせんの取下者について

その他
7. 農業委員会事務局職員

事務局長	堤 裕一
事務局次長	室屋 尚弘
事務局係長	佐藤 公紀
8. 会議の概要

- 局長： 出席予定のみなさんが揃いましたので、ご起立願います。礼。
- 議長： それでは只今より、平成30年第3回農業委員会総会を開会いたします。
 今年は雪が多くて大変だったと思いますが、融雪剤をまいたところは畔が見え出してようやく春になってきたなとそんなふうに思っております。また明日からは気温が上がってくるようなので雪融けも進むと思っております。
- 議長： 本日の会議録署名委員は、議席1番、住田委員、議席2番、朴谷委員にお願いいたします。また、議席5番、杉山委員より欠席の連絡がありました。
 ただいまの出席委員は12名で、定足数であります。それでは局長から本日の議事日程について説明して下さい。
- 局長： はい、1ページをお開き願います。本日の議事日程は、「報告第3号、農地法第18条第6項について」6件、「議案第9号、農地法第3条の規定に基づく許可申請について」1件、売買でございます、「議案第10号、農業経営基盤強化促進法に基づく計画について」22件、売買1件、新規8件、継続13件、「議案第11号、あっせんの取下者について」1件及び「その他」でございます。以上、よろしくご審議願います。
- 議長： それでは議事に入ります。2ページをお開き下さい。報告第3号、「農地法第18条第6項について」事務局より説明して下さい。
- 局長： はい、報告第3号、農地法第18条第6項について、次のとおり、農地の使用貸借及び賃貸借の合意解約通知があったので報告する。平成30年3月26日提出、当麻町農業委員会会長名、番号1、貸主、〇〇〇〇、〇〇〇〇、借主、〇〇〇〇、〇〇〇〇、以下、3番まで借主同じ、地番〇〇〇〇番〇、地目、田、面積、〇〇,〇〇〇㎡、第三者への賃貸のための解約です。
 番号2、貸主、〇〇〇、〇〇〇〇、地番〇〇〇〇番〇、外3筆、計4筆、地目、〇〇〇〇番〇が畑、〇〇〇〇番〇外2筆が田、面積合計〇〇,〇〇〇㎡、第三者への賃貸のための解約です。
 番号3、貸主、〇〇〇〇、〇〇〇〇、地番〇〇〇〇番〇、外5筆、計6筆、地目、〇〇〇〇番〇外1筆が畑、〇〇〇〇番〇外3筆が田、面積合計、〇〇,〇〇〇㎡、第三者への賃貸のための解約です。
 番号4、貸主、〇〇〇〇、〇〇〇〇、借主、〇〇〇〇、〇〇〇〇、地番〇〇〇〇番〇、外5筆、計6筆、地目、すべて田、面積合計、〇〇,〇〇〇㎡、第三者への賃貸のための解約です。
 番号5、貸主、〇〇〇〇、〇〇〇〇、借主、〇〇〇〇、〇〇〇〇、地番〇〇〇〇番、地目、田、面積、〇,〇〇〇㎡、自作するための解約です。続きまして3ページご覧願います。
 番号6、貸主、〇〇〇〇、〇〇〇〇、地番〇〇〇〇番〇、外6筆、計7筆、地目、すべて田、面積合計、〇〇,〇〇〇.〇〇㎡、自作するための解約です。
 以上です。

氏家会長： 只今、事務局より農地法第 18 条第 6 項の合意解約通知のあった 1 番から 6 番について報告がありました。今の報告内容について、皆様からご発言はありますか。

委員： ありません。

議長： 無いようですので、1 番から 6 番について報告とさせていただきます。続きまして、4 ページの議案第 9 号、「農地法第 3 条の規定に基づく許可申請について」審議をいたします。事務局より 1 番について説明して下さい。

次長： はい、議案第 9 号、農地法第 3 条の規定に基づく許可申請について、次のとおり、農地の権利の移転について許可申請があったので審議を求める。平成 30 年 3 月 26 日提出、当麻町農業委員会会長名。

所有権移転、番号 1、売主、〇〇〇〇、〇〇〇〇、買主、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、地番、〇〇〇〇番〇〇、地目、畑、面積〇,〇〇〇㎡、作付〇〇.〇a、経営面積、〇〇〇,〇〇〇.〇〇㎡、うち借入面積〇〇〇,〇〇〇.〇〇㎡、申請理由、経営規模拡大による売買、本申請箇所は、5 ページ、1 番の箇所でありまして、売主の申入れに対し、買主が合意したことにより、農地法 3 条による売買となりました。〇〇〇〇は、法人設立から〇〇年が経過し、権利取得後においても、全ての農地を利用し、機械、労働、技術、地域との関係を見ても問題はなく許可要件を満たしていると考えます。別にお配りしております、別添農地法 3 条調書を後刻ご覧願います。以上です。

議長： ただいま所有権移転の 1 番、売買について説明がありましたが、この件について何かご質問等ありませんか。

委員： ありません。

議長： 無いようですので、採決いたします。所有権移転の 1 番について原案のとおり決定する事に賛成の委員は挙手をお願いします。

「 全 員 挙 手 」

議長： はい、賛成全員であります。議案第 9 号、農地法第 3 条の規定に基づく許可申請の 1 番については、原案のとおり決定をいたしました。

続きまして、6 ページの議案第 10 号、「農業経営基盤強化促進法に基づく計画について」審議いたします。所有権移転の 1 番について事務局より説明して下さい。

次長： はい、議案第 10 号、農業経営基盤強化促進法に基づく計画について、次のとおり農用地利用集積計画（第 3 回）の決定について審議を求める。平成 30 年 3 月 26 日提出、当麻町農業委員会会長名。

所有権移転の番号 1、売主、〇〇〇〇、〇〇〇〇、買主、〇〇〇〇、〇〇〇〇、地番、〇〇〇〇番、地目、田、面積〇,〇〇〇㎡、水張、〇〇.〇a、経営面積〇〇〇,〇〇〇.〇〇㎡、うち借入面積〇〇〇,〇〇〇㎡、申請理由、高齢のため、あっせん委員は、窪委員、朴谷委員、溝渕委員です。売買価格は、〇〇〇,〇〇〇円、圃場は〇〇〇〇、10 ページの箇所です。所有権移転のための売買は、3 月 15 日にあっせん委員会を開催しております。以上です。

議長： ただいま所有権移転の 1 番について説明がありました。この件について、あつせん委員長の窪委員より、補足説明はありませんか。

窪委員： 事務局から説明のあったとおりでございますが、今回あつせんの申出が場所としては2カ所ありました。そのうち1カ所あつせんが成立しませんでした。もう1カ所の本件については10a 当り〇〇〇, 〇〇〇円ということになっております。以上です。

議長： ありがとうございます。それでは所有権移転の 1 番について何かご質問等ありませんか。

委員： ありません。

議長： 無いようですので、採決いたします。所有権移転の 1 番について原案のとおり決定する事に賛成の委員は挙手をお願いします。

「 全 員 挙 手 」

議長： はい、賛成全員であります。所有権移転の 1 番について、原案のとおり決定をいたしました。

続きまして、利用権設定の新規 2 番から 7 ページの 9 番について、事務局より説明して下さい。

次 議長： はい、利用権設定の新規、番号 2、貸主、〇〇〇〇、〇〇〇〇、借主、〇〇〇〇、〇〇〇〇、地番〇〇〇〇番〇、地目、田、面積〇, 〇〇〇㎡、水張、〇〇a、契約期間は 10 年、申請理由は、高齢化による経営縮小、圃場は、〇〇〇〇、11 ページの箇所です。

番号 3、貸主、〇〇〇〇、〇〇〇〇、借主、〇〇〇〇、〇〇〇〇、地番〇〇〇〇番〇、外 2 筆、計 3 筆、地目、田、面積〇〇, 〇〇〇㎡、水張、〇〇〇. 〇a、経営面積、〇〇〇, 〇〇〇. 〇〇㎡、うち借入面積、〇〇, 〇〇〇㎡、契約期間は 3 年、申請理由は、農業廃止、圃場は〇〇〇〇、12 ページの箇所です。

番号 4、貸主、〇〇〇〇、〇〇〇〇、借主、〇〇〇〇、〇〇〇〇、地番〇〇〇〇番〇、外 5 筆、計 6 筆、地目、すべて田、面積合計〇〇, 〇〇〇㎡、水張、〇〇〇. 〇a、経営面積、うち借入面積とも〇〇〇, 〇〇〇. 〇〇㎡、契約期間は 10 年、申請理由は、借主変更のため、圃場は〇〇〇〇、13 ページの箇所です。

番号 5、貸主、〇〇〇〇、〇〇〇〇、借主、〇〇〇〇、〇〇〇〇、以下、7 番まで借主同じ、地番〇〇〇〇番〇、外 3 筆、計 4 筆、地目、〇〇〇〇番〇が畑、〇〇〇〇番〇外 2 筆が田、面積合計〇〇, 〇〇〇㎡、水張、〇〇〇. 〇a、経営面積、〇〇〇, 〇〇〇㎡、うち借入面積、〇〇〇, 〇〇〇㎡、契約期間は 10 年、申請理由は相手方の要望、圃場は〇〇〇〇、14 ページの箇所です。続きまして 7 ページご覧願います。

番号 6、貸主、〇〇〇〇、〇〇〇〇、地番〇〇〇〇番〇、地目、田、面積、〇〇, 〇〇〇㎡、水張、〇〇〇. 〇a、経営面積、〇〇〇, 〇〇〇㎡、うち借入面積〇〇〇, 〇〇〇㎡、契約期間は 10 年、申請理由は相手方の要望、圃場は〇〇〇〇、14 ページの箇所です。

番号7、貸主、〇〇〇〇、〇〇〇〇、地番〇〇〇〇番〇、外5筆、地目、〇〇〇〇番〇、外1筆が畑、〇〇〇〇番〇、ほか3筆が田、面積合計〇〇,〇〇〇m²、水張、〇〇〇.〇a、経営面積、〇〇〇,〇〇〇m²、うち借入面積〇〇〇,〇〇〇m²、契約期間は10年、申請理由は相手方の要望、圃場は〇〇〇〇、14及び15ページの箇所です。

番号8、貸主、〇〇〇〇、〇〇〇〇、借主、〇〇〇〇、〇〇〇〇、以下、9番まで借主同じ、地番〇〇〇〇番〇、地目、田、面積〇〇,〇〇〇m²、水張、〇〇〇.〇a、経営面積、うち借入面積とも〇〇〇,〇〇〇m²、契約期間は10年、申請理由は相手方の要望、圃場は〇〇〇〇、16ページの箇所です。

番号9、貸主、〇〇〇〇、〇〇〇〇、地番〇〇〇〇番〇、外6筆、計7筆、地目、すべて田、面積合計〇〇,〇〇〇m²、水張、〇〇〇.〇a、作付、〇〇.〇a、経営面積、うち借入面積とも〇〇〇,〇〇〇m²、契約期間は10年、申請理由は相手方の要望、圃場は〇〇〇〇、16ページの箇所です。以上です。

議長： ただいま利用権設定の新規2番から9番について説明がありました。この件について何かご質問等ありませんか。

各委員： ありません。

議長： 無いようですので、採決いたします。利用権設定の2番から9番について原案のとおり決定する事に賛成の委員は挙手をお願いします。

「 全 員 挙 手 」

議長： はい、賛成全員であります。利用権設定の2番から9番について、原案のとおり決定をいたしました。

議長： 続きまして、利用権設定の継続、10番から22番について審議いたします。関係する委員がおりますが、継続の案件のため、退席せずに審議いたします。事務局より説明をして下さい。

次議長： はい、利用権設定の継続、番号10、貸主、〇〇〇〇、〇〇〇〇、借主、〇〇〇〇、〇〇〇〇、地番〇〇番〇、地目、田、面積、〇,〇〇〇m²、水張、〇〇.〇a、以下、経営面積、うち借入面積、期間につきましては、継続につき説明を省略いたします。

番号11、貸主、〇〇〇〇、〇〇〇〇、借主、〇〇〇〇区、〇〇〇〇、地番〇〇〇〇番〇の内、外2筆、計3筆、地目、すべて田、面積合計、〇,〇〇〇m²、水張、〇〇.〇a。続きまして8ページご覧願います。

番号12、貸主、〇〇〇〇、〇〇〇〇、借主、〇〇〇〇、〇〇〇〇、地番〇〇〇番〇、外1筆、計2筆、地目、すべて田、面積合計、〇〇,〇〇〇m²、水張、〇〇〇.〇a。

番号13、貸主、〇〇〇〇、〇〇〇〇、借主、〇〇〇〇、〇〇〇〇、地番〇〇〇番〇の内、外2筆、計3筆、地目、すべて田、面積合計、〇〇,〇〇〇m²、水張、〇〇〇.〇a。

番号14、貸主、〇〇〇〇、〇〇〇〇、借主、〇〇〇〇、〇〇〇〇、地番〇〇〇番〇の内、地目、田、面積、〇,〇〇〇m²、水張、〇〇.〇a。

番号 15、貸主、〇〇〇〇、〇〇〇〇、借主、〇〇〇〇、〇〇〇〇、地番〇〇〇〇番〇、地目、田、面積、〇〇,〇〇〇㎡、水張、〇〇.〇a。

番号 16、貸主、〇〇〇〇、〇〇〇〇、借主、〇〇〇〇、〇〇〇〇、以下、22 番まで借主同じ、地番〇〇〇〇番〇、外 2 筆、計 3 筆、地目、すべて田、面積合計、〇〇,〇〇〇㎡、水張、〇〇〇.〇a。

番号 17、貸主、〇〇〇〇、〇〇〇〇、地番〇〇〇〇番〇、外 5 筆、計 6 筆、地目、すべて田、面積合計、〇〇,〇〇〇㎡、水張、〇〇〇.〇a。

番号 18、貸主、〇〇〇〇、〇〇〇〇、地番〇〇〇〇番〇〇、外 8 筆、計 9 筆、地目、〇〇〇〇番〇〇、外 1 筆が田、〇〇〇〇番〇〇、外 6 筆が畑、面積合計、〇〇,〇〇〇㎡、水張、〇〇〇.〇a、作付、〇〇〇.〇a。続いて 9 ページご覧願います。

番号 19、貸主、〇〇〇〇、〇〇〇〇、地番〇〇〇〇番〇、外 9 筆、計 10 筆、地目、〇〇〇〇番〇、ほか 8 筆が田、〇〇〇〇番〇が畑、面積合計、〇〇,〇〇〇㎡、水張、〇〇〇.〇a。

番号 20、貸主、〇〇〇〇、〇〇〇〇、地番〇〇〇〇番〇〇、外 10 筆、計 11 筆、地目、〇〇〇〇番〇〇、ほか 8 筆が田、〇〇〇〇番〇〇、外 1 筆が畑、面積合計、〇〇,〇〇〇㎡、水張、〇〇〇.〇a、作付〇〇a。

番号 21、貸主、〇〇〇〇、〇〇〇〇、地番〇〇〇〇番〇、地目、田、面積、〇〇,〇〇〇㎡、水張、〇〇〇.〇a。

番号 22、貸主、〇〇〇〇、〇〇〇〇、地番〇〇〇〇番〇の内、外 3 筆、計 4 筆、地目、すべて田、面積合計、〇〇,〇〇〇㎡、水張、〇〇〇.〇a。以上です。

議長： ただいま利用権設定の継続 10 番から 22 番について説明がありました。この件について何かご質問等ありませんか。

各委員： 番号 19 で畑が〇〇〇㎡ありますが、作付面積は無しということによろしいのでしょうか。

次議長： 登記地目は畑ですが、水田に含まれている形になっています。

議長： ほかに無いようですので、採決いたします。利用権設定の継続、10 番から 22 番について原案のとおり決定する事に賛成の委員は挙手をお願いします。

「 全 員 挙 手 」

議長： はい、賛成全員であります。利用権設定の継続 10 番から 22 番について、原案のとおり決定をいたしました。続きまして、17 ページの議案第 11 号、「あっせんの取下げ者について」審議をいたします。事務局より 1 番について説明して下さい。

次議長： はい、議案第 11 号、あっせんの取下げ者について、平成 30 年 3 月 26 日提出、当麻町農業委員会会長名、番号 1、住所、〇〇〇〇、〇〇〇〇、地番、〇〇〇〇番〇、外 1 筆、計 2 筆、登記地目、〇〇〇〇番〇、畑、〇〇〇〇番〇〇田、現況地目、すべて田、面積合計〇,〇〇〇㎡、水張、〇〇.〇a、平成〇〇年〇〇月〇〇日、あっせん申出。

本件につきましては、あっせんの申出のありました3筆の内、先ほど議案第10号で審議されました1筆につきましては売買の成立に至りましたが、この2筆については不調に終わったことから、あっせんの取下げとなりました。現在、相対による売買の可能性が出てきており、来月以降の総会におきまして、農地法3条による所有権移転へ向け調整を続けているところであります。以上です。

議長： ただいま議案第11号、あっせんの取下げ者について、説明がありました。この件について何かご質問等ありませんか。

各委員： ありません。

議長： 無いようですので、採決いたします。議案第11号について、原案のとおり決定する事に賛成の委員は挙手をお願いします。

「 全 員 挙 手 」

議長： はい、賛成全員であります。議案第11号、あっせんの取下げ者について、原案のとおり決定をいたしました。

本件につきましては、委員長の窪委員をはじめ、あっせん委員のみなさんについては、申出者との協議等、大変ご苦労さまでした。近年、あっせん件数が増加する状況において、案件の中には今回のように条件の良くない農地が出る場合もありますが、遊休農地の発生につながらないよう委員のみなさんのご協力をいただきながら進めてまいりたいと思いますのでよろしく願います。

議長： 本日の総会に提出した議案は以上であります。全体の審議をとおして質問等ございませんか。

委員： ありません。

議長： それでは、本日、関係機関の皆さんが出席されておりますので、関係機関の皆さんから、何かございましたらお願いします。

議長： 農業振興課

農業振興課：

議長： 農業センター

農業センター： 農業センターからは3月20日取りまとめということで2次配分の調査をしております。現在集計を行っております。また来年度から新しく産地交付金の無いように若干新しく追加要件がなされるということもありますので、4月12日の再生協議会までには産地交付金のメニューについてはご説明できるかと思っています。以上です。

議長： 農協

農協： 特にございませぬ。

議長： 普及センター

普及センター： 特にございませぬ。

議長： 共済組合

共済組合： 4月の人事異動で私は東鷹栖坦当ということで、当麻町のメインから離れ

ることになりましたのでご報告いたします。大変お世話になりました。

議 長： 以上、関係機関の皆様よりお話を頂きましたが、内容等についてご質問等
ございませんか。

議 長： それでは、事務局より連絡事項がありましたらお願いします。

事務局係長： （事務連絡）

議 長： それでは、次回、平成30年4月の農業委員会総会の日程ではありますが、4
月25日、水曜日、午後1時30分から開催いたします。お忙しい時期ですが、
関係機関、委員のみなさんは、日程の調整をよろしくお願いします。

局 長： ご起立願います。礼。ご苦労さまでした。

閉会 14時05分